

押印証明とは

登記官押印証明は、登記事項証明書や登記簿謄本など登記官が証明したものの登記官印に対して、登記官の所属する（地方）法務局長が、その登記官印が真正なものであることの証明を付与するものです。

外務省に公印確認またはアポステューユを申請する場合等、事前に（地方）法務局長による登記官押印証明を受ける必要があります。

公証人押印証明は、外国の官公署等に提出するために、公証役場で認証を受けた書類（私書証書）等に対して、公証人の所属する（地方）法務局長が、認証の付与が在職中の公証人によりその権限に基づいてされたものであり、その押印が真実のものである旨の証明を付与するものです。

申請方法

●窓口での申請

島根県内の公証役場で認証を受けた書類（私書証書）等、または島根県内の法務局で取得された登記事項証明書等を松江地方法務局本局2階総務課へ提出してください。手数料は不要です。

また、代理人が申請する場合であっても委任状は必要ありません。

なお、押印証明の交付までの時間は、1通の申請の場合、30分程度です。

●郵送での申請

「証明申請書」、上記書類及び返信用封筒（宛て先を記入し、切手を貼付したものを）を松江地方法務局総務課へ送付してください。手数料は不要です。

所要日数は、郵便事情等により多少前後しますが、おおむね3～5日です。

★押印証明をすることができないケース

- ① 島根県外の法務局で交付を受けた書類（登記事項証明書等）は、証明することができません。
- ② ホッチキスを外したり、加筆した書類（登記事項証明書等）は、原則、証明することができません。

※証明申請書は、下記の様式をご利用ください。

お問い合わせ先
〒690-0886
松江市母衣町50番地
松江地方法務局総務課
電話（0852）32-4200

【登記官押印証明申請書】

次 長	課 長	補 佐	係 長	係 員

平成 年 月 日

松江地方法務局長 殿

申請人

住 所

氏 名

証 明 願

別添登記事項証明書等に対する認証の付与は、在職中の登記官がその権限に基づいて認証をなしたものであり、かつその押印は、真実のものであることを証明願います。

使用目的（提出先含む）

添付書類 1.商業登記簿謄本・抄本，登記事項証明書
2.資格証明書
3.印鑑証明書

商 号

本 店

公証人押印証明申請書

平成 年 月 日申請

所属会社名・申請人氏名 TEL () <div style="text-align: center;">(印)</div>		次長	課長	補佐	係長	係員
	書類名	公証人氏名	作成年月日	登簿番号	提出国名	※証明番号
1	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
2	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
3	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
4	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
5	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
6	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
7	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
8	1委任状 2譲渡証 3宣言書 4商標・特許 5		平成 年 月 日			
備考 <div style="text-align: center;">平成 年 月 日 受領 (印)</div>						

- (注) 1. 印鑑は、あなたの認印を押印してください。
 2. 受領の際は、申請時に押した印鑑と同一の印鑑を持参してください。
 3. ※印の欄は、記入しないでください。